

公益財団法人秋田県育英会

奨学生募集

(令和5年4月に大学・短大へ進学予定の方)



募集期間

令和4年6月20日(月)

～

令和4年8月 2日(火)

※本会必着

秋田県育英会の奨学金は、全て貸与型(無利息)です。

◆募集人数及び貸与額等

奨学金の種類	募集人数	貸与額	所得制限	その他
①大学月額奨学金	210名	月額5万円	あり	他団体の貸与型月額奨学金との併用不可。
②多子世帯向け奨学金	80名		なし	世帯の子どもの人数が3人以上であること。 他団体の貸与型月額奨学金との併用不可。
③大学入学一時金	200名	50万円、70万円、100万円 から選択	あり	本会の大学月額奨学金、多子世帯向け奨学金 及び他団体の貸与型奨学金との併用可。

※①及び②両方の応募資格を満たす場合は併願可。ただし、採用はいずれか一方のみ(本会が決定します)。

※本会全ての奨学金は、他団体の給付型奨学金及び授業料減免と併用可。

※本会専修学校月額奨学金及び専修学校入学一時金との併願はできません。

※入学が令和5年4月以外の場合は、貸与することができません。

◆貸与期間

入学する大学の正規の最短修業年限

◆応募資格

- ①秋田県出身者であること。※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明①を参照
- ②令和5年4月に、文部科学省所管の国公立・私立の大学、短期大学(ただし、自治医科大学、産業医科大学、通信教育部及び放送大学は対象外)に入学し、1年に進学予定であること。
- ③令和5年3月に高校卒業予定の者、または高校卒業後3年以内の者、高卒認定者は中学校卒業後6年以内の者であること。

④【大学月額奨学金、大学入学一時金のみ】

学資の支弁が困難と認められること。

申込み可能な世帯収入例(父母が給与収入のみの場合)

世帯人員	収入例1		収入例2	
	父	母	父	母
3人(父、母、本人)	888万円	65万円	660万円	300万円
4人(父、母、本人、大学生の兄(私立・自宅外))	1068万円	65万円	876万円	300万円
5人(父、母、本人、大学生の兄(私立・自宅外)、中学生の妹)	1114万円	65万円	922万円	300万円

(父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下であること)

認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明

「③所得の算出方法について」を参照、または本会事務局へ問い合わせてください。

⑤【多子世帯向け奨学金のみ】

世帯の子どもの人数が3人以上であること。就職や結婚により世帯から独立した兄弟姉妹も含みます。

(同一世帯において多子世帯向け奨学金の貸与を受けられるのは、子どもの数から2を減じた人数とします。子どもが3人いる世帯では、3人のうち1人が多子世帯向け奨学金の貸与を受けることができます。)

※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明②を参照

◆選考結果通知

令和4年9月2日(金)(予定) 応募者全員に、採用の可否を文書で通知します。

◆貸与方法

(1) 大学月額奨学金、多子世帯向け奨学金

令和5年4月から、隔月に2ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。

※進路変更により専修学校専門課程(大学進学を目的とする課程(いわゆる予備校)を除く)へ入学する場合は、審査により専修学校月額奨学金の貸与を受けることができます。

(2) 大学入学一時金

令和5年1月～3月に、一括で秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。

※進路変更により専修学校専門課程(大学進学を目的とする課程(いわゆる予備校)を除く)へ入学する場合は、専修学校入学一時金30万円の貸与を受けることができます。

◆奨学金の併用について

併用できるものとできないものがあります。(下記参照)

なお、併用できないものについても同時に申込みをして、採用後にどちらか選択することは可能です。

	日本学生支援機構等、 他団体の月額奨学金(貸与型)	給付型奨学金、授業料減免	大学入学一時金
大学月額奨学金	×	○	○
多子世帯向け奨学金	×	○	○
大学入学一時金	○	○	○

◆返還について

本会の奨学金は、貸与を受けた全額を返還する必要があります。

返還は、貸与期間終了後、6ヵ月間の据え置き期間経過後から始まります。

原則として、奨学金を貸与していた口座と同じ口座からの振替により返還していただきます。

奨学金の種類	返還期間	返還方法	1回の返還額
大学月額奨学金	貸与年数の3倍の期間	月賦・半年賦・年賦 から選択	月賦 : 16,660円(初回のみ端数上乗せ)
多子世帯向け奨学金			半年賦 : 10万円 年賦 : 20万円
大学入学一時金	50万円貸与者 : 5年 70万円貸与者 : 7年 100万円貸与者 : 10年	半年賦のみ	5万円

無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課せられます。

※必ずご覧ください※

本会の奨学金制度の利用には、連帯保証人と保証人が必要です。

連帯保証人と保証人には、借用証書(貸与終了時作成)に印鑑登録証明書等を添付していただきます。

☆連帯保証人について

申込から返還終了まで、連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、保護者等(申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者または後見人、成年者の場合は父母等またはこれに代わる者)としてください。

☆保証人について

返還書類(借用証書)作成時に、保証人が必要となります。保証人とは、申込者及び連帯保証人とは別生計で、原則65歳以下の者(未成年者不可)とします。

(申込の段階では保証人は必要ありませんが、事前に見通しを立てておいてください。)

◆提出書類について

申込時には、次の書類を提出してください。書類の提出は、郵送でも持参でも構いません。

①	貸与申込書	募集要項に添付の「第1号様式」 <input type="text" value="秋田県育英会"/> <input type="button" value="検索"/> 本会ホームページからもダウンロード可。
②	住民票 ※本籍・続柄が記載されているもの ※マイナンバーの記載がないもの	申込者及び家族(同一生計の方) 全員の住民票が必要です。 (ただし、兄弟姉妹で高校生以上の学生(含予備校)の分はなくても可。) 単身赴任等で別に暮らしているが同一生計の場合は、その方の住民票も必要です。 住民票に別生計者が記載されている場合(祖父母と同居はしているが別生計の場合等)は、氏名の横に「別生計」と記入してください。
③	就学者の兄弟姉妹の在学証明書または学生証の写し	申込者本人の分は不要です。 家族の中で、学生(高校生以上、各予備校)の兄弟姉妹の在学証明書または学生証の写しが必要です。在学証明書を添付する場合は原本を提出してください。
④	令和4年度所得証明書 ※最新年度のもの ※市町村によって名称が異なる場合があります。	市町村発行のもの(全部事項記載のもの)。 源泉徴収票及び確定申告書控えは不可。 無職(無収入)、年金受給者の場合も必要です。 所得証明書は、次の例に従って発行してください。 ア) 両親がいる世帯→父と母二人分の所得証明書 イ) 母子または父子世帯→母または父の所得証明書 ウ) 父母に代わる方が生計維持者の場合→その方の所得証明書
⑤	特別な家庭事情にかかる書類	必要書類を提出することで、収入の特別控除を受けることができます。 ア) 障害のある方がいる世帯 障害者手帳、療育手帳の写し イ) 長期療養中で医療費控除を申告している方がいる世帯 令和3年分確定申告書控え(医療費控除の明細書)の写し 実際に医療機関に支払った金額が必要です。領収書は不可。 ウ) 両親いずれかが単身赴任している世帯 (1) 単身先の1ヵ月の家賃が分かるものの写し(アパートの賃貸契約書、給与から天引きされている場合は給与明細等) (2) 別居住であることが分かるものの写し(光熱費や公共料金の納付書等、住所の記載があるもの) エ) 災害、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 罹災・被災証明書、令和3年中の被害額が分かるものの写し、盗難届出証明書の写し等、保険等で補填された場合はその額が分かるものの写し
⑥	成績に関する書類 ※【開封厳禁】	成績に関する書類は、次の例に従って提出してください。 ア) 現在高校生の方→評定書(募集要項に添付の「第2号様式」) イ) 過年度卒業の方→調査書(卒業した高校から発行されるもの) ウ) 高卒認定の方→合格成績証明書(高校で取得した単位がある場合は、成績証明書も必要)
⑦	戸籍謄本	【多子世帯向け奨学金に申し込む方のみ提出してください】 戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍が必要。

◇注意事項

- (1) 不明な点がある場合はその他書類の提出を求めることがあります。
- (2) 提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。
- (3) 添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
- (4) 提出書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。
- (5) 採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

◆その他

①本会の大学月額奨学金及び多子世帯向け奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となっております。詳しくは、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページまたは秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧ください。
 返還助成に関する問い合わせ先
 TEL 018-860-3751
<https://kocchake.com/pages/p4957/>

②本会の大学月額奨学金及び大学入学一時金は、令和7年3月31日までの間、「特定の学資としての資金の貸付に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」の制度が適用になります。

◆申込、問い合わせ先

公益財団法人 秋田県育英会

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階

TEL 018-860-3552

FAX 018-860-3555

Mail : postmaster@akita-ikuei.jp

URL <http://www.akita-ikuei.jp>

申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の審査及び貸与業務(返還業務を含む)目的以外には使用しません。

(第1号様式)

『大学月額奨学金』、『多子世帯向け奨学金』、『大学入学一時金』貸与申込書

No

令和4年 月 日

公益財団法人秋田県育英会 理事長 様

下記のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学金の貸与に、関係書類を添え連帯保証人と連署をして申し込みいたします。

フリガナ

本人氏名 (必ず自署・押印のこと) (印) ※男・女 生 年 月 日 平成 年 月 日

◇希望する奨学金及び貸与額◇
大学入学一時金を希望する場合は、希望金額も忘れずに○をしてください。

※希望する奨学金に○	併願可	大学月額奨学金	どちらの応募資格も満たす場合は、併願が可能です。併願する場合は、両方の奨学金に○をしてください。ただし、採用になるのはいずれか一方となります。大学入学一時金と併願可。
		多子世帯向け奨学金	
		大学入学一時金	希望金額に○ ※(50万円・70万円・100万円)

現住所(住民票を移していない場合も実際に住んでいる場所の住所を記入) 〒 - - 電話番号 - -

フリガナ

連帯保証人 (本人未成年者の場合親権者・自署押印) (統柄:本人の) (印) ※男・女 生 年 月 日 昭和 年 月 日

住所 〒 - - 電話番号 - -

単身赴任等の場合は、書類等の送付を希望する住所をお書きください

書類等に関する日中の連絡先(必ず記入してください) ※ 携帯・職場・その他() ※ 父・母・その他() (書類に関して分かる方)

進学予定(志望)校 ※複数受験する方は1校のみ記入してください 大学

出身校 高等学校【卒業(見込) 令和 年 月】

小学校卒業	中学校卒業	高卒認定の方は○をしてください
		高卒認定

家庭状況 【生活状況その他特別な事情等がある場合に記入してください(任意)】

※の箇所は該当するものを○で囲むこと

本人と連帯保証人は各自自署し、印鑑は別々のものを使用してください。鉛筆、消せるペン、修正液等は使用しないでください。

家族調書

続柄	氏名	年齢	職業等 (会社名及び自営の方はその旨) 兄弟姉妹数(家族調書に書かない兄弟も含む数) _____ 人兄弟姉妹の _____ 番目	収入金額	所得金額	
				万円	万円	
本人						
父						
母						
欄が足りない場合は、一行に2名記入する等、全員分をご記入ください。				父母の所得金額合計		
就学者を除く家族 同一生計の家族	続柄	氏名	※設置者	※通学別	※就学者控除	控除額 万円
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
所得から差し引かれる項目	障害のある人がいる世帯 ※はいの場合は障害者手帳の写しを添付					※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)
	両親のいずれかが単身赴任している世帯 ※はいの場合は家賃が分かる書類等を添付					※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)
	長期療養中で医療費控除を申告している人のいる世帯 ※はいの場合は確定申告書控え(医療費控除の明細書)の写しを添付					※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※はいの場合は火災証明書等と令和3年中の被害額が分かる書類の写しを添付					※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)
	母子・父子世帯 → 当てはまる場合は「父」又は「母」の欄を空欄としてください					
	本人の就学者控除					180
控除額の合計						

以下の欄には記入しないでください。

所得金額	万円	就学者等特別控除額	万円	認定所得額	万円
世帯人員		人		成績	

太枠内のみ記入してください。

※の箇所は該当するものに○をすること。

(現在高校生の申請者の方へ) 在学する高校に発行を依頼してください。

(第2号様式)

秋田県育英会 「大学月額奨学金」「多子世帯向け奨学金」
及び「大学入学一時金」申し込み用

評 定 書

学校名 _____

生徒氏名 _____ 性別 _____ 男 ・ 女 _____

生年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

<p>2年次までの学習成績評定の平均 (4年制の場合は、3年次までの学習成績評定) (5段階法による各科目の1, 2年次の評定の合計を、1, 2年次の科目数計で割った平均値。小数点以下第2位四捨五入。)</p>	.
---	---

令和 4年 月 日

学校名 _____

校長名 _____

職印 _____

(学校担当者の方へ)

※厳封のうえ申請者に渡してください。

※過年度卒業の方については、調査書(高等学校の様式)の発行をお願いいたします。

令和5年度 『大学月額奨学金』・『多子世帯向け奨学金』・『大学入学一時金』

補足説明

必ずお読みください

目次

I 応募資格についての説明	P1～4
①秋田県出身者の定義について	
②多子世帯の定義について	
③所得の算出方法について	
II 提出書類についての説明	P5～6
①応募方法について	
②奨学金貸与申込書について	
③住民票・在学証明書について	
④収入関係書類について	
⑤成績関係書類について	
⑥戸籍謄本について	
III 貸与についての説明	P6
①大学月額奨学金及び多子世帯向け奨学金について	
②大学入学一時金について	
IV 提出書類チェック表	P7

I 応募資格についての説明

①秋田県出身者の定義について

秋田県出身者とは、1、2のいずれかに当てはまる方を指します。

1. 出願時において秋田県内に生活の根拠を有する（住民票がある）方の子弟で、以下のいずれかに当てはまる方。
 - ・居住年数が2年以上5年未満…秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方又は卒業した方
 - ・居住年数が5年以上…秋田県内の中学校を卒業した方又は秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方
2. 本人の住所が高校等卒業までに5年以上秋田県内にある方。

②多子世帯の定義について

「多子世帯向け奨学金」に応募できるのは、兄弟姉妹が3人以上の方です。

貸与できる人数は、1世帯あたり（子どもの数-2人）までとします。

（世帯の子どもの数が4人である場合、2人までは多子世帯向け奨学金の貸与を受けることができます）

・既に独立した兄弟姉妹がいる場合も、応募できます。

（戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍が必要です。市町村の窓口でご相談ください）

・連れ子の場合も、父母の子どもの数の合計が3人以上であれば、応募できます。

（例えば、父の子が2人、母の子が1人の場合も応募できます）

・亡くなった兄弟姉妹も、人数に含みます。

③所得の算出方法について

1. 父母の「認定所得」をそれぞれ算出し、合計します。
父子家庭の場合は父の所得、母子家庭の場合は母の所得のみとなります。(→P2 手順1)
2. ご家庭の「控除額」を算出します。(→P4 手順2)
3. 「父母の認定所得の合計」から「控除額」を差し引いた額が一家の「特別控除後の認定所得」となり、この額が300万円以下の方が月額奨学金及び入学一時金に申込みできます。多子世帯向け奨学金には制限がありません。

算出例

(単位：万円)

	家族構成	収入(給与・年金) (表で計算)	事業所得	所得	控除額
本人	高校3年生				180
父	会社員、農業	600 → 246	(農)100	246+100	
母	会社員	300 → 192		192	
兄	会社員	250			
姉	自宅浪人中(学生ではない)				
弟	小学生				31
祖父	施設入居(扶養)、障害者	200			99
世帯の所得・控除額				538	310

(手順1) ※2～3ページの解説もご覧ください

父母のうち「収入(給与・年金)」の多い方を<所得算出表A>、少ない方を<所得算出表B>に当てはめて計算します。

父の収入を3ページの<所得算出表A>で計算すると、給与分の所得は246万円です。

また、父は農業による所得もあるため、合算し、認定所得は346万円になります。

母の所得は、同様に<所得算出表B>で計算すると192万円となりますので、認定所得の合計は538万円です。

(手順2) ※3～4ページの解説もご覧ください

控除額表に当てはまるものを合計すると、申込者180万円+就学者(小学生)31万円+障害者99万円=310万円となります。手順1で求めた一家の認定所得合計(538万円)から、手順2で求めた控除額を引き、「特別控除後の認定所得」を求めます。この家庭の「特別控除後の認定所得」は、538万円-310万円=228万円となり、月額奨学金及び入学一時金に申込みが可能です。

【手順1】各自の認定所得の算出方法についての解説

☆給与・年金等のみの方☆

所得証明書の「給与収入」「雑収入(公的年金)」欄が所得算出の対象です。

(注) 所得証明書の「令和3年分合計所得金額」欄又は「給与所得」欄の金額とは異なります。

所得を算出する際は、源泉徴収票の「支払金額」欄、確定申告書控の「収入金額等」の「給与」「公的年金」欄(図2)を参照しても構いません。

(注) 源泉徴収票や確定申告書控を、「令和4年度所得証明書」の代わりに提出することはできません。

父母のうち、給与・年金等の収入が多い方を所得算出表A、少ない方を所得算出表Bに当てはめて計算します。

(例) 父：給与300万円 母：給与100万円 → 父をA、母をBに当てはめて計算します。

父：事業所得300万円 母：給与100万円 → 母をAに当てはめて計算します。

源泉徴収票と確定申告書の参照

図1 令和3年分源泉徴収票を元に計算する場合

支払を受ける者	※区分	(受給者番号)			
	住所	氏名 (別名)			
	秋田市山王四丁目1-2	イケイ 知ウ 名 (役職名) 育英 太郎 パート			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
賃金	内 千 円 1 040 000	内 千 円 394 000	内 千 円 380 000	内 千 円 700	

2カ所以上から給与がある場合は、この欄を合計してください(合計後、千円以下切り捨て)

<所得算出表A> 父母のうち給与・年金収入が多い方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 268	0
269 ～ 400	収入金額(万円)×0.8-214
401 ～ 781	収入金額(万円)×0.7-174
782 ～	収入金額(万円)-408

図2の確定申告書の例では所得算出表Aに当てはめると
収入金額は1,540,000+2,201,700=3,741,700(円)
374万円×0.8-214万円=85万円が所得金額となる

図2 令和3年分確定申告書を元に計算する場合

収入金額等	給与	ア	1 5 4 0 0 0 0
	公的年金	イ	2 2 0 1 7 0 0
	その他	ウ	
所得金額	配当	エ	
	一時	オ	1 4 4 0 0 0 0
	給与	①	8 9 4 0 0 0 0
	雑	②	1 2 9 1 7 0 0
	配当	③	
一時	④		
合計	⑤		

<所得算出表B> 父母のうち給与・年金収入が少ない方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 65	0
66 ～ 162	収入金額(万円)-65
163 ～ 180	収入金額(万円)×0.6
181 ～ 360	収入金額(万円)×0.7-18
361 ～ 660	収入金額(万円)×0.8-54
661 ～ 1000	収入金額(万円)×0.9-120
1001 ～ 1500	収入金額(万円)×0.95-170
1501 ～	収入金額(万円)-245

☆事業所得・農業所得・不動産所得のみの方☆

所得証明書の「営業所得」「農業所得」「不動産所得」「利子」及び「配当」欄の合計がその方の所得となります。

確定申告書控をお持ちの方は「所得金額」の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」欄(図3)を参照しても構いません。

図3 確定申告書の場合

収入金額等	事業	営業等	ア	8 7 6 5 0 0 0 0
	農業	イ	2 8 5 1 2	
	不動産	ウ	1 0 0 0 0 0 0	
	利子	エ		
	配当	オ	9 0 0 0 0 0	
	雑	給与	カ	
		公的年金	キ	
		その他	ク	
		短期	ケ	6 0 0 0 0 0
	所得金額	長期	コ	
一時		セ		
事業		営業等	①	1 3 2 4 5 7 6
農業		②	- 1 5 2 0	
不動産		③	9 6 4 0 0	
利子		④		
配当		⑤		
給与		⑥		
雑		⑦		
総合譲渡一時	⑧	6 0 0 0 0 0		
合計	⑨			

※ 給与・年金もある方は、表で計算した給与分の所得と事業所得を合計したものが所得となります。
「☆給与・年金のみの方☆」の欄もご覧ください。

合計したものが、その方の所得となります。所得金額欄の「雑」については、収入金額等欄の「雑→公的年金」に記載がない場合のみ所得として計算します。(合計後、千円以下切り捨て)

図3の確定申告書の例では

1,324,576 + (-1,520) + 96,400 = 1,419,456(円)となり
所得は141万円です。

※合計がマイナスになった場合は、所得を0としてください。

父母の所得額をそれぞれ計算し、合計した額が一家の所得となります。

一家の所得から(手順2)で求める控除額を引いたものが、その家庭の「特別控除後の認定所得」となります。

【注意】所得証明書を取り寄せる前に応募資格の有無を確認できるよう、お手持ちの源泉徴収票等での計算方法を記載しています。

実際にご提出いただく書類は、所得証明書です。

【手順2】控除額の算出方法についての解説

ご家族に以下の表に当てはまる方がいる場合、それぞれの額が所得から控除されます。

控除額(単位：円)

申込者本人	180万			
小学生	31万			
中学生	46万			
高校生	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万
高等専門学校生 (1～3年生)	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万
高等専門学校生 (4, 5年生)	国公立・自宅通学	43万	私立・自宅通学	87万
	国公立・自宅外通学	72万	私立・自宅外通学	116万
専修学校生 (高等課程)	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万
専修学校生 (専門課程)	国公立・自宅通学	36万	私立・自宅通学	102万
	国公立・自宅外通学	81万	私立・自宅外通学	147万
大学生	国公立・自宅通学	74万	私立・自宅通学	133万
大学院生	国公立・自宅外通学	121万	私立・自宅外通学	180万
母子・父子家庭 両親のいない家庭	99万			
障害者がいる(一人あたり)	99万			
長期療養者中で医療費控除を 申告している人がいる	療養のため経常的に特別に支出して いる年間金額 (保険等により充填された額を除く)			
両親のいずれかが単身赴任している	一ヶ月の家賃×12ヶ月+12万 (71万円を限度額とします)			
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は 生活費を得るための基本的な生産 手段(田、畑、店舗等)に被害があっ て、将来長期にわたって支出増又は 収入減になると認められる年間金額			

在学証明書(原本)
又は学生証の写しを添付

→ 障害者手帳の写しを添付

→ 確定申告書控(医療費控除の
明細書)の写しを添付

→ 直近の家賃が分かるものを添付

→ り災・被災証明書及び令和3年中
の被害額等が分かるものを添付
保険等により充填された場合は、
その額が分かるものを添付

(例) 家族の中に中学生が2人、障害者が1人いる場合、

$180 + (46 \times 2) + 99 = 371$ (万円)が、手順1で求めた所得から控除されます。

申込者 中学生2人 障害者

※控除額・認定所得は、本会のホームページで簡単に試算できます。(要 Microsoft Excel)

URL <http://www.akita-ikuei.jp>

トップページの上部バナー「奨学金について」から希望する奨学金を選択→ページ中程の
「認定所得金額算出表」→「認定所得金額算出表(予約採用)」を開くと試算できます。

Ⅱ 提出書類についての説明

①応募方法について

郵送又は持参で、本会へ直接申し込んでください。

②奨学金貸与申込書について

注1：記載漏れのないようお願いします。

注2：家族調書へは、申込者と同一生計の方全員を記載してください。

※同一生計とは、生計を共にする家族で、基本的には同居家族です。単身赴任や学生である等の理由で別居している場合も、生計を共にしている場合は同一生計とみなします。

- ・一緒に暮らしていても、申込者と同一生計ではない方は記載しないでください。
- ・職業の欄には申込時点での勤務先名を記載してください。また、自営業等の方はその旨を記載してください。

(例)申込者と同一生計の方が父、母、祖父、祖母で父が商店を経営

1. 祖父・祖母が専従者として給与を受け取っている場合、家族調書の祖父・祖母の職業欄には「専従者」とお書きください。
2. 祖父・祖母が手伝いはしているが給与を受け取っていない場合、家族調書の祖父・祖母の職業欄には「手伝い」とお書きください。

③住民票・在学証明書について

申込者及び申込者と同一生計の方（申込書の家族調書に記載した方）全員の分が必要です。令和4年4月1日以降に発行された、本籍及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

注1：就学中（高等学校以上）のご兄弟姉妹がいる場合は、在籍している学校の在学証明書（原本）、又は学生証の写しをご提出ください。（その際、住民票はなくても構いませんが、家族調書の就学者欄について、自宅か自宅外に○をしてください。）

注2：単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。

注3：住民票に表記されているが別生計の方については住民票に「別生計」と分かりやすくご記入ください。

注4：住民票を発行する際は、本籍及び続柄が記載されるように申請してください。右側の例は住民票発行申請書の一例です。

○住民票発行申請の例○

記載事項	
<input checked="" type="checkbox"/>	本籍と筆頭者
<input checked="" type="checkbox"/>	世帯主名と続柄
<input type="checkbox"/>	住民票コード
<input type="checkbox"/>	個人番号

※市町村によって発行申請書の様式は異なります。

④収入関係書類について

審査上必要とする金額は、令和3年1月～令和3年12月までのものです。原則として申込者の父母両方のものが必要ですが、父子・母子家庭の場合はいずれか一方で構いません。父母がいない場合で学生本人の生活費を負担している人がいる場合は、その方の収入が分かる書類の提出が必要です。※無職、年金収入の場合もご提出ください。

「所得証明書」は、市町村により名称が異なります。（秋田市の場合、所得・課税証明書）

市町村役場発行の、令和3年分の収入所得の種類（給与収入か事業所得か等）が記載されたもの（全部記載）を提出してください。

「令和3年度所得証明書」は令和2年1月～令和2年12月の証明ですので、令和4年度所得証明書をご準備ください。源泉徴収票や所得税額の通知は不可。

また、次に該当する場合は、それぞれ事由を証明するものをご提出ください。

- ◆障害者…障害者手帳の写し
- ◆長期療養中…令和3年分確定申告書控え（医療費控除の明細書）の写し
- ◆単身赴任…家賃の実費負担分が分かるもの（給与明細等でも可）の写し
- ◆火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯…り災・被災証明書及び令和3年中に支出した被害額等が分かるもの

※不明な点がある場合は、他の書類の提出を求めることがあります。

⑤成績関係書類について

◇高校在学中の方…在学する高校に申込書添付の「第2号様式 評定書」を渡し、発行を依頼してください。

◇過年度卒の方…卒業した学校に「調査書」の発行を依頼してください。

(大学受験の際に使用するもので、学校に様式があります)

※「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。

◇高卒認定の方…文部科学省発行の「合格成績証明書」を提出してください。

高校在学中に取得した単位がある方は、在学していた高校の「成績証明書」も提出してください。

※成績に関する書類は、厳封のまま提出してください。

⑥戸籍謄本について【多子世帯向け奨学金に応募する方のみ】

世帯の子どもの数が確認できるように「戸籍謄本」をご提出ください。

戸籍謄本で確認できない兄弟姉妹がいる場合は、そのことが分かる戸籍をご提出ください。

Ⅲ 貸与についての説明

奨学生として採用内定された場合、どのように貸与が行われるのか説明します。

① 大学月額奨学金及び多子世帯向け奨学金について

令和5年4月に大学又は短大に入学した場合、所定の手続きにより偶数月の17日(4月のみ末日)に2ヶ月分まとめて奨学生本人の口座にお振り込みします。

※次の場合は貸与を受けることができませんのでご注意ください。

- ・進学しなかった場合
- ・貸与の対象とならない学校(各種学校、大学校等)に入学した場合
- ・入学が令和5年4月でない場合
- ・本会で定める手続きが行われなかった場合

② 大学入学一時金について

大学又は短大合格後、所定の手続きにより奨学生本人の口座に一括でお振り込みします。

貸与期間は原則として令和5年1月～3月ですが、合格発表が早い場合はご相談ください。

大学入学一時金は、進路変更により専修学校専門課程(大学進学を目的とした課程及び通信制を除く。以下、専修学校という。)に合格した場合、希望により30万円の貸与を受けることができます。

ただし、例えば100万円で採用内定された後、専修学校に合格して所定の手続きを行い、30万円の貸与を受けた場合は、その後大学に合格しても、残りの70万円については貸与を受けられません。

※次の場合は貸与を受けることができませんのでご注意ください。

- ・進学しなかった場合
- ・貸与の対象とならない学校(各種学校、大学校等)に入学した場合
- ・令和5年3月31日までに合格しなかった場合
- ・入学が令和5年4月でない場合
- ・本会で定める手続きが行われなかった場合

IV 提出書類チェック表

書類提出前のチェックにお使いください。

1	専修学校月額奨学金・専修学校入学一時金を併願していませんか(併願することはできません)。	
2	申請書は、各自自署・押印していますか。印鑑は別々のものを使用していますか。	
3	申込者が未成年者の場合、連帯保証人は親権者又は後見人の方ですか。	
4	「希望する奨学金及び貸与額」欄のそれぞれの奨学金について○をしていますか。	
5	家族調書の兄弟姉妹数と申込者が何番目かを記入しましたか。	
6	家族調書の就学者について、「設置者」「通学別」及び「就学者控除」欄を選択しましたか。	
7	家族調書の所得から差し引かれる項目について、(はい・いいえ)のいずれかに○をしていますか。 (○がない場合は「いいえ」とみなし、控除を行いません) はい に○をした方は、控除の証明はありますか。	
8	控除の証明として確定申告書控えの写しを提出する方は、医療費控除の明細書はありますか。	
9	家族調書に記載した方全員(申込者を含む)の住民票はありますか(高校生以上で学生の兄弟姉妹はなくても可) 住民票には本籍及び続柄が記載されていますか。また、マイナンバーが記載されていないものですか。	
10	高校生以上の学生(申込者を除く)について、在学証明書(原本)又は学生証の写しはありますか。	
11	父母の令和4年度所得証明書はありますか。※無収入(無職)の場合も必要です。	
12	成績に関する書類(P6参照、厳封)はありますか。	
13	多子世帯向け奨学金に応募する方は、「戸籍謄本」はありますか。子どもが3人以上であることは確認できますか。 ※1世帯あたりの子どもの数から2を減じた人数まで応募可能です。 (3人兄弟姉妹で上の姉がすでに多子世帯向け奨学金を貸与中、又は卒業したが在学中に貸与を受けていた場合は借りている場合は申し込むことができません)	

《 お願い 》

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げておりますが、例年、日中に連絡が取れない状況です。申込書の連帯保証人欄「日中の連絡先」に記入漏れの無いようお書きください。
また、応募に必要な書類が多くありますので、募集要項と補足説明を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。

公益財団法人秋田県育英会
奨学生募集

(令和5年4月に専修学校専門課程へ進学予定の方)



秋田県育英会の奨学金は、全て貸与型（無利息）です。

募集期間

令和4年6月20日(月)

～

令和4年8月 2日(火)

※本会必着

◆募集人数及び貸与額等

奨学金の種類	募集人数	貸与額	所得制限	その他
①専修学校月額奨学金	30名	月額5万円	あり	他団体の貸与型月額奨学金との併用不可。
②専修学校入学一時金	70名	30万円		本会の専修学校月額奨学金及び他団体の貸与型奨学金との併用可。

※本会全ての奨学金は、他団体の給付型奨学金及び授業料減免と併用可。

※本会大学月額奨学金及び大学入学一時金との併願はできません。

※入学が令和5年4月以外の場合は、貸与することができません。

◆貸与期間

入学する学校の正規の最短修業年限

◆応募資格

- ①秋田県出身者であること。※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明①を参照
- ②令和5年4月に、学校教育法に定める専修学校専門課程（ただし、大学進学を目的とした課程（いわゆる予備校）及び通信制は対象外）に入学し、1年に進学予定であること。
※詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明②を参照
- ③令和5年3月に高校卒業予定の者、または高校卒業後3年以内の者、高卒認定者は中学校卒業後6年以内の者であること。
- ④学資の支弁が困難と認められること。
申込み可能な世帯収入例（父母が給与収入のみの場合）

世帯人員	収入例1		収入例2	
	父	母	父	母
3人（父、母、本人）	855万円	65万円	613万円	300万円
4人（父、母、本人、大学生の兄（私立・自宅外））	1035万円	65万円	843万円	300万円
5人（父、母、本人、大学生の兄（私立・自宅外）、中学生の妹）	1081万円	65万円	889万円	300万円

（父母の特別控除後の認定所得金額合計が300万円以下であること）

認定所得金額は税法上の所得とは異なります。詳しくは【別添】補足説明Ⅰ応募資格についての説明「③所得の算出方法について」を参照、または本会事務局へ問い合わせてください。

◆選考結果通知

令和4年9月2日（金）（予定） 応募者全員に、採用の可否を文書で通知します。

◆貸与方法

(1) 専修学校月額奨学金

令和5年4月から、隔月に2ヶ月分ずつ秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
※進路変更により大学または短大（自治医科大学、産業医科大学、通信教育部及び放送大学は対象外）へ入学する場合は、審査により大学月額奨学金の貸与を受けることができます。

(2) 専修学校入学一時金

令和5年1月～3月に、一括で秋田銀行の奨学生本人名義の預金口座へ振り込みます。
※進路変更により大学または短大（自治医科大学、産業医科大学、通信教育部及び放送大学は対象外）へ入学する場合は、大学入学一時金として30万円の貸与を受けることができます。

◆奨学金の併用について

併用できるものとできないものがあります。（下記参照）

なお、併用できないものについても同時に申込みをして、採用後にどちらか選択することは可能です。

	日本学生支援機構等、他団体の月額奨学金（貸与型）	給付型奨学金、授業料減免	専修学校入学一時金
専修学校月額奨学金	×	○	○
専修学校入学一時金	○	○	

◆返還について

本会の奨学金は、貸与を受けた全額を返還する必要があります。

返還は、貸与期間終了後、6ヵ月間の据え置き期間経過後から始まります。

原則として、奨学金を貸与していた口座と同じ口座からの振替により返還していただきます。

奨学金の種類	返還期間	返還方法	1回の返還額
専修学校月額奨学金	貸与年数の3倍の期間	月賦・半年賦・年賦から選択	月賦：16,660円（初回のみ端数分上乗せ） 半年賦：10万円 年賦：20万円
専修学校入学一時金	3年	半年賦のみ	5万円

無利息です。ただし、正当な理由がなく、最終返還期間が過ぎても返還されなかった額については、年率5%の延滞利息が課せられます。

※必ずご覧ください※

本会の奨学金制度の利用には、連帯保証人と保証人が必要です。

連帯保証人と保証人には、借用証書（貸与終了時作成）に印鑑登録証明書等を添付していただきます。

☆連帯保証人について


申込から返還終了まで、連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、保護者等（申込者が未成年者の場合は、民法818条で規定する親権者または後見人、成年者の場合は父母等またはこれに代わる者）としてください。

☆保証人について

返還書類（借用証書）作成時に、保証人が必要となります。保証人とは、申込者及び連帯保証人とは別生計で、原則65歳以下の者（未成年者不可）とします。
（申込の段階では保証人は必要ありませんが、事前に見通しを立てておいてください。）

◆提出書類について

申込時には、次の書類を提出してください。書類の提出は、郵送でも持参でも構いません。

①	貸与申込書	募集要項に添付の「第1号様式」 本会ホームページからもダウンロード可。 
②	住民票 ※本籍・続柄が記載されているもの ※マイナンバーの記載がないもの	申込者及び家族(同一生計の方) 全員の住民票が必要です。 (ただし、兄弟姉妹で高校生以上の学生(含予備校)の分はなくても可。) 単身赴任等で別に暮らしているが同一生計の場合は、その方の住民票も必要です。 住民票に別生計者が記載されている場合(祖父母と同居はしているが別生計の場合等)は、氏名の横に「別生計」と記入してください。
③	就学者の兄弟姉妹の在学証明書または学生証の写し	申込者本人の分は不要です。 家族の中で、学生(高校生以上、各予備校)の兄弟姉妹の在学証明書または学生証の写しが必要です。在学証明書を添付する場合は原本を提出してください。
④	令和4年度所得証明書 ※最新年度のもの ※市町村によって名称が異なる場合があります。	市町村発行のもの(全部事項記載のもの)。 源泉徴収票及び確定申告書控えは不可。 無職(無収入)、年金受給者の場合も必要です。 所得証明書は、次の例に従って発行してください。 ア) 両親がいる世帯→父と母二人分の所得証明書 イ) 母子または父子世帯→母または父の所得証明書 ウ) 父母に代わる方が生計維持者の場合→その方の所得証明書
⑤	特別な家庭事情にかかる書類	必要書類を提出することで、収入の特別控除を受けることができます。 ア) 障害のある方がいる世帯 障害者手帳、療育手帳の写し イ) 長期療養中で医療費控除を申告している方がいる世帯 令和3年分確定申告書控え(医療費控除の明細書)の写し 実際に医療機関に支払った金額が必要です。領収書は不可。 ウ) 両親いずれかが単身赴任している世帯 (1) 単身先の1ヵ月の家賃が分かるもの(アパートの賃貸契約書の写し、給与から天引きされている場合は給与明細の写し等) (2) 別居住であることが分かるものの写し(光熱費や公共料金の納付書等、住所の記載があるもの) エ) 災害、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 罹災・被災証明書、令和3年中の被害額が分かるものの写し、盗難届出証明書の写し等、保険等で補填された場合はその額が分かるものの写し
⑥	成績に関する書類 ※【開封厳禁】	成績に関する書類は、次の例に従って提出してください。 ア) 現在高校生の方→評定書(募集要項に添付の「第2号様式」) イ) 過年度卒業の方→調査書(卒業した高校から発行されるもの) ウ) 高卒認定の方→合格成績証明書(高校で取得した単位がある場合は、成績証明書も必要)

◇注意事項

- (1) 不明な点がある場合はその他書類の提出を求められることがあります。
- (2) 提出書類は、採用の可否を決定する重要な書類ですから、漏れのないよう正確に記載してください。
- (3) 添付書類の不足や記入不備の場合、選考から除外することがありますので注意してください。
- (4) 提出書類は、採用の可否にかかわらず返却しませんので、ご了承ください。
- (5) 採用の可否についての電話による直接のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

◆その他

- ①本会の専修学校月額奨学金は、秋田県内就職者向けの奨学金返還助成制度の対象となっております。詳しくは、秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課のホームページまたは秋田県就活情報サイト「Kocchake!」の特設ページをご覧ください。同課へお問い合わせください。
 返還助成に関する問い合わせ先 あきた未来創造部移住・定住促進課
 TEL 018-860-3751
<https://kocchake.com/pages/p4957/>


- ②本会の専修学校月額奨学金及び専修学校入学一時金は、令和7年3月31日までの間、「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」の制度が適用になります。

◆申込、問い合わせ先

公益財団法人 秋田県育英会

〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階

TEL 018-860-3552

FAX 018-860-3555

Mail: postmaster@akita-ikuei.jp

URL <http://www.akita-ikuei.jp>

申込書と提出された個人に関する情報については、この奨学金の審査及び貸与業務(返還業務を含む)目的以外には使用しません。

(第1号様式)

『専修学校月額奨学金』、『専修学校入学一時金』貸与申込書

No

公益財団法人秋田県育英会 理事長 様		令和 4年 月 日	
下記のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学金の貸与に、関係書類を添え連帯保証人と連署をして申し込みいたします。			
フリガナ	印	※	生 年 月 日
本人氏名		男・女	平成 年 月 日
◇希望する奨学金◇			
※希望する奨学金に○(併願可)	専修学校月額奨学金		
	専修学校入学一時金		
現住所(住民票を移していない場合も実際に住んでいる場所の住所を記入)		電話番号	
〒 -		- -	
フリガナ	印	※	生 年 月 日
連帯保証人		男・女	昭和 年 月 日
(本人未成年者の場合親権者・自署押印) (続柄:本人の)			
住所 〒 -	電話番号		
〒 -	- -		
単身赴任等の場合は、書類等の送付を希望する住所をお書きください			
書類等に関する日中の連絡先(必ず記入してください) ※ 携帯・職場・その他()			
- - ※ 父・母・その他() (書類に関して分かる方)			
進学予定(志望)校	(正式名称を記入してください)		
コース等	〔○○科 △△コース〕等、詳しく記入してください		
国立私立の別(いずれかに○)	※ 国公立・私立	修業年数	() 年制
		在学期間	令和5年4月から令和()年3月まで 在学予定
出身校	高等学校【卒業(見込) 令和 年 月】		
	小学校卒業	中学校卒業	高卒認定の方は○をしてください
			高卒認定
家庭状況	【生活状況その他特別な事情等がある場合に記入してください(任意)】		

※の箇所は該当するものを○で囲むこと

家族調書						
続柄	氏名	年齢	職業 (会社名及び自営の方はその旨)		収入金額 万円	所得金額 万円
本人						
就学者を除く家族	父					
	母					
欄が足りない場合は、一行に2名記入する等、全員分をご記入ください。					父母の所得金額合計	
就学者(本人除く)	続柄	氏名	※設置者	※通学別	※就学者控除	控除額 万円
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
			国公・私立	自宅・自宅外	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学	
所得から差し引かれる項目	障害のある人がいる世帯 ※はいの場合は障害者手帳の写しを添付 ※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)					
	両親のいずれかが単身赴任している世帯 ※はいの場合は家賃が分かる書類等を添付 ※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)					
	長期療養中で医療費控除を申告している人がいる世帯 ※はいの場合は確定申告書控え(医療費控除の明細書)の写しを添付 ※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)					
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※はいの場合は火災証明書等と令和3年中の被害額の分かる書類の写しを添付 ※必ずどちらかに○ ※(はい・いいえ)					
	母子・父子世帯 → 当てはまる場合は「父」又は「母」の欄を空欄としてください					
	本人の就学者控除					147
					控除額の合計	

太枠内のみ記入してください。

※の箇所は該当するものに○をすること。

以下の欄には記入しないでください。

所得金額	万円	就学者等特別控除額	万円	認定所得額	万円
世帯人員		人		成績	

本人と連帯保証人は各自自署し、印鑑は別々のものを使用してください。鉛筆、消せるペン、修正液等は使用しないでください。

(現在高校生の申請者の方へ) 在学する高校に発行を依頼してください。

(第2号様式)

秋田県育英会「専修学校月額奨学金」
及び「専修学校入学一時金」申し込み用

評 定 書

学校名 _____

生徒氏名 _____ 性別 _____ 男・女 _____

生年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

<p>2年次までの学習成績評定の平均 (4年制の場合は、3年次までの学習成績評定) (5段階法による各科目の1, 2年次の評定の合計を、1, 2年次の科目数計で割った平均値。小数点以下第2位四捨五入。)</p>	
---	--

令和 4年 _____ 月 _____ 日

学校名 _____

校長名 _____

職印 _____

(学校担当者の方へ)

※厳封のうえ申請者に渡してください。

※過年度卒業の方については、調査書(高等学校の様式)の発行をお願いいたします。

令和5年度 『専修学校月額奨学金』・『専修学校入学一時金』 補足説明

必ずお読みください

目次

I 応募資格についての説明	・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～4
①秋田県出身者の定義について	
②対象となる専修学校について	
③所得の算出方法について	
II 提出書類についての説明	・・・・・・・・・・・・・・・・ P5～6
①応募方法について	
②奨学金貸与申込書について	
③住民票・在学証明書について	
④収入関係書類について	
⑤成績関係書類について	
III 貸与についての説明	・・・・・・・・・・・・・・・・ P6
①専修学校月額奨学金について	
②専修学校入学一時金について	
IV 提出書類チェック表	・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

I 応募資格についての説明

①秋田県出身者の定義について

秋田県出身者とは、1、2のいずれかに当てはまる方を指します。

1. 出願時において秋田県内に生活の根拠を有する（住民票がある）方の子弟で、以下のいずれかに当てはまる方。
 - ・居住年数が2年以上5年未満…秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方又は卒業した方
 - ・居住年数が5年以上…秋田県内の中学校を卒業した方又は秋田県内の高等学校等を卒業見込みの方
2. 本人の住所が高校等卒業までに5年以上秋田県内にある方。

②対象となる専修学校について

学校教育法で定める専修学校専門課程が対象です。ただし、大学進学を目的とする課程（いわゆる予備校）及び通信制は除きます。

学校教育法で定める専修学校とは、以下の条件を満たすと認められたものです。

- ・修業年限1年以上
- ・年間授業時数800時間以上
- ・常時40名以上の在学学生

専修学校の課程は、「専門課程」「高等課程」「一般課程」の三つに分けられています。

そのうち、「専門課程」（高等学校卒業程度の者を対象とする課程）のみが対象です。

③所得の算出方法について

1. 父母の「認定所得」をそれぞれ算出し、合計します。
父子家庭の場合は父の所得、母子家庭の場合は母の所得のみとなります。(→ P2 手順1)
2. ご家庭の「控除額」を算出します。(→ P4 手順2)
3. 「父母の認定所得の合計」から「控除額」を差し引いた額が一家の「特別控除後の認定所得」となり、この額が300万円以下の方が申込みできます。

		算出例		(単位：万円)	
家族構成	収入(給与・年金) (表で計算)	事業所得	所得	控除額	
本人	高校3年生				147
父	会社員、農業	600 → 246	(農)100	246+100	
母	会社員	300 → 192		192	
兄	会社員	250			
姉	自宅浪人中(学生ではない)				
弟	小学生				31
祖父	施設入居(扶養)、障害者	200			99
一家の所得・控除額				538	277

(手順1) ※2～3ページの解説もご覧ください

父母のうち「収入(給与・年金)」の多い方を<所得算出表A>、少ない方を<所得算出表B>に当てはめて計算します。

父の収入を3ページの<所得算出表A>で計算すると、給与分の所得は246万円です。

また、父は農業による所得もあるため、合算し、認定所得は346万円になります。

母の所得は、同様に<所得算出表B>で計算すると192万円となりますので、認定所得の合計は538万円です。

(手順2) ※4ページの解説もご覧ください

控除額表に当てはまるものを合計すると、申込者147万円+就学者(小学生)31万円+障害者99万円=277万円となります。手順1で求めた一家の認定所得合計(538万円)から、手順2で求めた控除額を引き、「特別控除後の認定所得」を求めます。

この家庭の「特別控除後の認定所得」は、538万円-277万円=261万円となり、申込みが可能です。

【手順1】各自の認定所得の算出方法についての解説

☆給与・年金等のみの方☆

所得証明書の「給与収入」「雑収入(公的年金)」欄が所得算出の対象です。

(注) 所得証明書の「令和3年分合計所得金額」欄又は「給与所得」欄の金額とは異なります。

所得を算出する際は、源泉徴収票の「支払金額」欄、確定申告書控の「収入金額等」の「給与」「公的年金」欄(図2)を参照しても構いません。

(注) 源泉徴収票や確定申告書控を、「令和4年度所得証明書」の代わりに提出することはできません。

父母のうち、給与・年金等の収入が多い方を所得算出表A、少ない方を所得算出表Bに当てはめて計算します。

(例) 父：給与300万円 母：給与100万円 → 父をA、母をBに当てはめて計算します。

父：事業所得300万円 母：給与100万円 → 母をAに当てはめて計算します。

源泉徴収票と確定申告書の参照

図1 令和3年分源泉徴収票を元に計算する場合

支払を受ける者	※区分	(受給者番号)			
	住所	氏名			
		秋田市山王四丁目1-2			
		イイ 知由			
		育英 太郎			
		パート			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
賃金	内 千 円 内	千 円 内	千 円 内	千 円 内	千 円
	1 040 000	394 000	380 000		700

2カ所以上から給与がある場合は、この欄を合計してください。(合計後、千円以下切り捨て)

<所得算出表 A> 父母のうち給与・年金収入が多い方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 268	0
269 ～ 400	収入金額(万円)×0.8-214
401 ～ 781	収入金額(万円)×0.7-174
782 ～	収入金額(万円)-408

<所得算出表 B> 父母のうち給与・年金収入が少ない方

収入金額 (一個人の合計)	所得金額の計算方法
～ 65	0
66 ～ 162	収入金額(万円)-65
163 ～ 180	収入金額(万円)×0.6
181 ～ 360	収入金額(万円)×0.7-18
361 ～ 660	収入金額(万円)×0.8-54
661 ～ 1000	収入金額(万円)×0.9-120
1001 ～ 1500	収入金額(万円)×0.95-170
1501 ～	収入金額(万円)-245

図2の確定申告書の例では所得算出表Aに当てはめると
収入金額は1,540,000+2,201,700=3,741,700(円)
374万円×0.8-214万円=85万円が所得金額となる

図2 令和3年分確定申告書を元に計算する場合

収入金額等	給 与	ア	1 5 4 0 0 0 0
	公的年金	イ	2 2 0 1 7 0 0
所得金額	雑	ウ	
	その他	エ	
	配当	オ	1 4 4 0 0 0 0
	一時	カ	
	合計	⑤	8 9 4 0 0 0 0
	給 与	①	
	雑	②	1 2 9 1 7 0 0
	配当	③	
	一時	④	
	合計	⑤	

☆事業所得・農業所得・不動産所得のみの方☆

所得証明書の「営業所得」「農業所得」「不動産所得」「利子」及び「配当」欄の合計がその方の所得となります。

確定申告書控をお持ちの方は「所得金額」の「営業等」「農業」「不動産」「利子」「配当」欄(図3)を参照しても構いません。

図3 確定申告書の場合

収入金額等	事業	営業等	ア	8 7 6 5 0 0 0
	農業	イ	2 8 5 1 2	
	不動産	ウ	1 0 0 0 0 0 0	
	利子	エ		
	配当	オ	9 0 0 0 0 0 0	
	雑	公的年金	キ	
	その他	ク		
	短期	ケ	6 0 0 0 0 0 0	
	長期	コ		
	一時	ク		
所得金額	事業	営業等	①	1 3 2 4 5 7 6
	農業	②	- 1 5 2 0	
	不動産	③	9 6 4 0 0	
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	⑦		
	総合譲渡一時	⑧	6 0 0 0 0 0 0	
	合計	⑨		

※ 給与・年金もある方は、表で計算した給与分の所得と事業所得を合計したものが所得となります。
「☆給与・年金のみの方☆」の欄もご覧ください。

合計したものが、その方の所得となります。所得金額欄の「雑」については、収入金額等欄の「雑→公的年金」に記載がない場合のみ所得として計算します。(合計後、千円以下切り捨て)

図3の確定申告書の例では

1,324,576 + (-1,520) + 96,400 = 1,419,456(円)となり
所得は141万円です。

※合計がマイナスになった場合は、所得を0としてください。

父母の所得額をそれぞれ計算し、合計した額が一家の所得となります。

一家の所得から(手順2)で求める控除額を引いたものが、その家庭の「特別控除後の認定所得」となります。

【注意】所得証明書を取り寄せる前に応募資格の有無を確認できるよう、お手持ちの源泉徴収票等での計算方法を記載しています。

実際にご提出いただく書類は、所得証明書です。

【手順2】控除額の算出方法についての解説

ご家族に以下の表に当てはまる方がいる場合、それぞれの額が所得から控除されます。

控除額(単位：円)

申込者本人	147万			
小学生	31万			
中学生	46万			
高校生	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万
高等専門学校生 (1～3年生)	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万
高等専門学校生 (4, 5年生)	国公立・自宅通学	43万	私立・自宅通学	87万
	国公立・自宅外通学	72万	私立・自宅外通学	116万
専修学校生 (高等課程)	国公立・自宅通学	39万	私立・自宅通学	88万
	国公立・自宅外通学	69万	私立・自宅外通学	118万
専修学校生 (専門課程)	国公立・自宅通学	36万	私立・自宅通学	102万
	国公立・自宅外通学	81万	私立・自宅外通学	147万
大学生	国公立・自宅通学	74万	私立・自宅通学	133万
大学院生	国公立・自宅外通学	121万	私立・自宅外通学	180万
母子・父子家庭 両親のいない家庭	99万			
障害者がいる(一人あたり)	99万			
長期療養中で医療費控除を 申告している人がいる	療養のため経常的に特別に支出して いる年間金額 (保険等により充填された額を除く)			
両親のいずれかが単身赴任している	一ヶ月の家賃×12ヶ月+12万 (71万円を限度額とします)			
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は 生活費を得るための基本的な生産 手段(田、畑、店舗等)に被害があっ て、将来長期にわたって支出増又は 収入減になると認められる年間金額			

在学証明書(原本)

又は学生証の写しを添付

→ 障害者手帳の写しを添付

→ 確定申告書控(医療費控除の
明細書)の写しを添付

→ 直近の家賃が分かるものを添付

→ 火災・被災証明書及び令和3年中
の被害額等が分かるものを添付
保険等により充填された場合は、
その額が分かるものを添付

(例) 家族の中に中学生が2人、障害者が1人いる場合、

$$\frac{147}{\text{申込者}} + \frac{(46 \times 2)}{\text{中学生2人}} + \frac{99}{\text{障害者}} = 338 \text{ (万円)} \text{ が、手順1で求めた所得から控除されます。}$$

※控除額・認定所得は、本会のホームページで簡単に試算できます。(要 Microsoft Excel)

URL <http://www.akita-ikuei.jp>

トップページの上部バナー「奨学金について」から希望する奨学金を選択→ページ中程の
「認定所得金額算出表」→「認定所得金額算出表(予約採用)」を開くと試算できます。

Ⅱ 提出書類についての説明

①応募方法について

郵送又は持参で、本会へ直接申し込んでください。

②奨学金貸与申込書について

注1：記載漏れのないようお願いします。

注2：家族調書へは、申込者と同一生計の方全員を記載してください。

※同一生計とは、生計を共にする家族で、基本的には同居家族です。単身赴任や学生である等の理由で別居している場合も、生計を共にしている場合は同一生計とみなします。

- ・一緒に暮らしていても、申込者と同一生計ではない方は記載しないでください。
- ・職業の欄には申込時点での勤務先名を記載してください。また、自営業等の方はその旨を記載してください。

(例)申込者と同一生計の方が父、母、祖父、祖母で父が商店を経営

1. 祖父・祖母が専従者として給与を受け取っている場合、家族調書の祖父・祖母の職業欄には「専従者」とお書きください。
2. 祖父・祖母が手伝いはしているが給与を受け取っていない場合、家族調書の祖父・祖母の職業欄には「手伝い」とお書きください。

③住民票・在学証明書について

申込者及び申込者と同一生計の方（申込書の家族調書に記載した方）全員の分が必要です。令和4年4月1日以降に発行された、本籍及び続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

注1：就学中（高等学校以上）のご兄弟姉妹がいる場合は、在籍している学校の在学証明書（原本）、又は学生証の写しをご提出ください。（その際、住民票はなくても構いませんが、家族調書の就学者欄について、自宅か自宅外に○をしてください。）

注2：単身赴任等で別に暮らしているが申込者と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。

注3：住民票に表記されているが別生計の方については住民票に「別生計」と分かりやすくご記入ください。

注4：住民票を発行する際は、本籍及び続柄が記載されるように申請して ○住民票発行申請の例○
ください。右側の例は住民票発行申請書の一例です。

※市町村によって発行申請書の様式は異なります。

記載事項	
<input checked="" type="checkbox"/>	本籍と筆頭者
<input checked="" type="checkbox"/>	世帯主名と続柄
<input type="checkbox"/>	住民票コード
<input type="checkbox"/>	個人番号

④収入関係書類について

審査上必要とする金額は、令和3年1月～令和3年12月までのものです。原則として申込者の父母両方のものが必要ですが、父子・母子家庭の場合はいずれか一方で構いません。父母がいない場合で学生本人の生活費を負担している人がいる場合は、その方の収入が分かる書類の提出が必要です。※無職、年金収入の場合もご提出ください。

「所得証明書」は、市町村により名称が異なります。（秋田市の場合、所得・課税証明書）

市町村役場発行の、令和3年分の収入所得の種類（給与収入か事業所得か等）が記載されたもの（全部記載）を提出してください。

「令和3年度所得証明書」は令和2年1月～令和2年12月の証明ですので、令和4年度所得証明書をご準備ください。源泉徴収票や所得税額の通知は不可。

また、次に該当する場合は、それぞれ事由を証明するものをご提出ください。

- ◆障害者…障害者手帳の写し
- ◆長期療養中…令和3年分確定申告書控え（医療費控除の明細書）の写し
- ◆単身赴任…家賃の実費負担分が分かるもの（給与明細等でも可）の写し
- ◆火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯…り災・被災証明書及び令和3年中に支出した被害額等が分かるもの

※不明な点がある場合は、他の書類の提出を求めることがあります。

⑤成績関係書類について

◇高校在学中の方…在学する高校に申込書添付の「第2号様式 評定書」を渡し、発行を依頼してください。

◇過年度卒の方……卒業した学校に「調査書」の発行を依頼してください。

(進学の際に使用するもので、学校に様式があります)

※「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。

◇高卒認定の方……文部科学省発行の「合格成績証明書」を提出してください。

高校在学中に取得した単位がある方は、在学していた高校の「成績証明書」も提出してください。

※成績に関する書類は、厳封のまま提出してください。

Ⅲ 貸与についての説明

奨学生として採用内定された場合、どのように貸与が行われるのか説明します。

①専修学校月額奨学金について

令和5年4月に専修学校(専門課程)に入学した場合、所定の手続きにより偶数月の17日(4月のみ末日)に2ヶ月分まとめて奨学生本人の口座にお振り込みします。

※次の場合は貸与を受けることができませんのでご注意ください。

- ・進学しなかった場合
- ・貸与の対象とならない学校(各種学校、予備校等)に入学した場合
- ・入学が令和5年4月でない場合
- ・本会で定める手続きが行われなかった場合

②専修学校入学一時金について

専修学校専門課程合格後、所定の手続きにより奨学生本人の口座に一括でお振り込みします。

貸与期間は原則として令和5年1月～3月ですが、合格発表が早い場合はご相談ください。

専修学校入学一時金は、進路変更により大学又は短大(自治医科大学、産業医科大学及び通信教育部、放送大学を除く。)に合格した場合、希望により30万円の貸与を受けることができます。

※次の場合は貸与を受けることができませんのでご注意ください。

- ・貸与の対象とならない学校(各種学校、予備校等)に入学した場合
- ・令和5年3月31日までに合格しなかった場合
- ・入学が令和5年4月でない場合
- ・本会で定める手続きが行われなかった場合

IV 提出書類チェック表

書類提出前のチェックにお使いください。

1	大学月額奨学金・多子世帯向け奨学金・大学入学一時金を併願していませんか(併願することはできません)。	
2	進学予定の学校は、学校教育法で定める専修学校の専門課程ですか。	
3	申請書は、各自自署・押印していますか。印鑑は別々のものを使用していますか。	
4	申込者が未成年者の場合、連帯保証人は親権者又は後見人の方ですか。	
5	「希望する奨学金」欄に○をしていますか。	
6	家族調書の就学者について、「設置者」「通学別」及び「就学者控除」欄を選択しましたか。	
7	家族調書の所得から差し引かれる項目について、(はい・いいえ)のいずれかに○をしていますか (○がない場合は「いいえ」とみなし、控除を行いません)。 はい に○をした方は、控除の証明はありますか。	
8	控除の証明として確定申告書控えの写しを提出する方は、医療費控除の明細書はありますか。	
9	家族調書に記載した方全員(申込者を含む)の住民票はありますか(高校生以上で学生の兄弟姉妹はなくても可)。 住民票には本籍及び続柄が記載されていますか。また、マイナンバーが記載されていないものですか。	
10	高校生以上の学生(申込者を除く)について、在学証明書(原本)又は学生証の写しはありますか。	
11	父母の令和4年度所得証明書はありますか。※無収入(無職)の場合も必要です。	
12	成績に関する書類(P6参照、厳封)はありますか。	

《 お願い 》

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げておりますが、例年、日中に連絡が取れない状況です。申込書の連帯保証人欄「日中の連絡先」に記入漏れの無いようお書きください。また、応募に必要な書類が多くありますので、募集要項と補足説明を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。